

|             |
|-------------|
| 1 年 未 満 保 存 |
| 機 密 性 1     |

基監発 1005 第 1 号

平成 24 年 10 月 5 日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局監督課長

( 契 印 省 略 )

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備  
等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う周知等について

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律の内容については、平成 24 年 4 月 6 日付け基発第 0406 第 1 号・職発 0406 第 7 号「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律について」により示されたところであり、当該改正法は労働契約申込みみなし制度等に係るものを除き、平成 24 年 10 月 1 日から施行される。

改正内容の周知等については、平成 24 年 10 月 1 日付け職派需第 1001 第 4 号「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う周知等の徹底について」（別添）が発出されたところであり、当該通達の記の 4 において、労働基準部等に対して協力依頼がなされることとなっている。

については、職業安定行政との連携を図りつつ、リーフレット等の周知資料を活用し、派遣元・派遣先の事業主等に対する集団指導、監督指導等の各種機会において、改正内容の周知を図られたい。

(別添)

職派需発1001第4号  
平成24年10月1日

各道府県労働局(愛知局及び大阪局を除く)

職業安定部長 殿

東京、愛知及び大阪労働局

需給調整事業部長 殿

厚生労働省職業安定局  
派遣・有期労働対策部  
需給調整事業課長  
( 公 印 省 略 )

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する  
法律等の一部を改正する法律の施行に伴う周知等の徹底について

需給調整事業関係業務については、日頃から御尽力頂き感謝申し上げます。

「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律」(平成24年法律第27号。以下「改正法」という。)による改正後の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」(以下「法」という。)の主たる改正内容については、改正法成立後、これまでも積極的に周知を図ってきたところであるが、改正法施行後においても、下記に留意の上、よりいっそうの周知に努められたい。

## 記

### 1 改正法施行後の各都道府県労働局における説明会等の開催等について

各都道府県労働局においては、改正法成立後、これまでも積極的に周知を図ってきたところであるが、法が円滑に施行されるためには、派遣元事業主、派遣先、派遣労働者等が改正内容について正確に理解することが重要である。

このため、改正内容に係る説明会等については、改正法施行後も当面の間、引き続き開催し、周知の徹底を図ること。

また、事業主や労働者からの相談があった場合には、リーフレット等の広報資料を活用し、丁寧、適切な説明を行うこと。特に、日雇派遣を主な事業内容としていた派遣元事業主、日雇派遣を希望する求職者に対しては、法改正の趣旨、改正の内容とともに、他の就業形態の案内も含めた相談を行うよう対応すること。

### 2 関係団体への周知依頼等について

地域の事業主団体、労働者団体に対し幹部が自ら赴いて、直接周知を図るとともに、団体から傘下の企業に対して積極的に周知を行っていただくよう依頼すること。

### 3 リーフレット等の配布等について

リーフレット等は、各都道府県労働局やハローワークの窓口に設置するだけでなく、積極的に手交により配布を行うこと。特に、ハローワークや需給調整事業担当課室の職員が事業所を訪問する際、派遣求人を行おうとする事業主、派遣求人の紹介を希望する求職者等がハローワークに来所した際、リーフレット等を配布し、必要に応じて法の改正内容について説明する等の対応を行うこと。

また、本省のホームページにも、法の改正内容、Q & A等を掲載しているので、各都道府県労働局のホームページにリンクを貼り、積極的にアクセスを促すこと。

### 4 労働基準部及び労働基準監督署への法の周知に係る協力依頼について

改正法施行後の各労働局における法の周知及び啓発については、需給調整事業担当課室により行うものであるが、法は労働基準関係法令とも関連を持つものであることから、労働基準部及び労働基準監督署に対しても周知の協力を依頼し、法の効果的な周知啓発に努めること。

この際、労働基準部及び労働基準監督署からリーフレット等の周知資料を求められた場合には、必要部数を用意し、提供すること。部数が足りない場合は本省に相談するとともに、ホームページ上に掲載されているPDFファイルを印刷し、使用する等、対応すること。

### 5 その他

上記の他、各局でやり方を工夫して周知を行うこと。効果的なものについては、参考事例として全国に周知する予定であること。